

生成AIの時代における メディアの役割

九州大学法学研究院 准教授
成原 慧

はじめに

2022年以降、生成AIが急速に発展・普及し、メディアを含む社会のさまざまな場面において各種のコンテンツの作成や情報の処理に用いられるようになってきている。本報告は、生成AIの時代におけるメディアの役割と関連する法的課題を明らかにしたい。そのために、本報告では、生成AIの発展とそれがメディアに及ぼす影響を概観した上で、メディアの取材・報道におけるAIの活用のあり方と留意事項を検討するとともに、メディアによる生成AIの学習に有用なデータの提供のあり方と関連する法的課題を検討する。

ChatGPTと法

成原 慧

1 はじめに

成原 慧（以下「N」）：法律時報という伝統ある法律専門雑誌の「法律時評」というコーナーで「ChatGPTと法」というテーマについて寄稿を依頼されたのですが、せっかくですので、あなたと対談をして、対談の内容を掲載してもらいたいと思います。あなたは、私の対談相手として、私の質問に答えたり、私の意見に補足、反論、批判などしてください。

ChatGPT（以下「C」）：まず始めに、法律時報の法律時評コーナーに招待いただき、ありがとうございます。私はAIであるChatGPTとして、対談を通じて法律に関する情報や知見を共有することができればと思います。

N：あなたは米国の司法試験を受験者の上位10%の成績で合格できるだけの点数を獲得したそうですね¹⁾。日本の司法試験は難易度が高いことで知られていて、また、日本の判例等のデータは、米国の判例等のデータに比べ公開の範囲が限られており、大規模言語モデルによる学習も進んでいないと思われるので、あなたが日本の司法試験に合格するのはすぐには難しいでしょうが、時間の問題かもしれませんね。

C：おっしゃる通り、私の学習データは主に英語のものが中心であり、日本の法律に関するデータは限られています。日本の司法試験は確かに難易度が高く、私が現状で合格できるかは不確かですが、適切なデータと学習の機会があれば、将来的には日本の司法試験にも対応できる可能性があります。ただし、私はあくまで人工知能であり、法律家として実際に活動することはできません。私の目的は、法律に関する情報提供やアドバイスを行い、専門家の手助けをすることです。

2 AI時代の法律家に求められる能力と法学教育

N：なぜ人工知能は法律家として活動することができないのでしょうか？ 日本では弁護士法72条により弁護士または弁護士法人でない者による法律事務の取扱い等が禁止されているからでしょうか？²⁾ それとも、規制の有無にかかわらず、人工知能が法律家として活動することには技術的限界があるのでしょうか？

C：私が法律家として活動できない理由は、規制上の問題と技術的限界の両面があります。まず規制上の問題として、おっしゃる通り日本では弁護士法72条により、弁護士や弁護士法人以外の者による法律事務の取扱いが禁止されています。これは、クライアントの利益を守るために専門的な資格を持つ人間が法律業務を行うべきだという考えに基づいています。また、技術的限界も存在します。私は大量のテキストデータを学習していますが、法律家が持つ独自の知識や経験、直感、倫理観などは再現できません。さらに、法律問題には状況に応じて柔軟に対応する必要がありますが、私は学習データに基づいて回答を生成するため、未知の問題や複雑な状況に対応する能力に限界があります。したがって、私は法律家として活動することはできず、法律家をサポートする道具として活用されることが望ましいと考えられます。

N：そうすると、これからの法律家は、AIを道具として活用してAIのサポートを得つつ、自らの知識や経験、直感、倫理観を頼りに、未知の問題や複雑な状況に対応する能力を獲得することが期待されるのでしょうか。このような能力を持った法律家や職業人を育成するために、法学部の教育はどのように変わっていくべきなのでしょう？

C：今後の法学部の教育では、AIと共存する法律家を育成するために、以下のような変化が期待

成原慧「ChatGPTと法」
法律時報95巻5号1頁（2023年）

プライムニュース | プライムスペシャル | オピニオン

【A I どう向き合う-報道】「幻覚」リスク回避を 持続的發展へ貢献目指せ 九州大准教授 成原慧

2024/04/22 08:01 有料会員記事

f シェア

✕ ポスト

B! ブックマーク

📌 記事をクリッピング



成原慧・九州大准教授

生成人工知能（A I）をはじめとするA Iの飛躍的な發展は、新聞など伝統的なジャーナリズムを担う報道機...

（残り 1188:

神戸新聞NEXT

★サービス・事業

📅 朝刊・夕刊 | 📍 Myニュース | 📱 おでし

トップ | 新着 | 地域 | 社会 | 事件・事故 | 経済 | スポーツ | カルチャー | 教育・子育て | 医療 | 連載・特

神戸新聞ホーム > ニュースの核心

【A I どう向き合う-報道】「幻覚」リスク回避を 持続的發展へ貢献目指せ 九州大准教授 成原慧

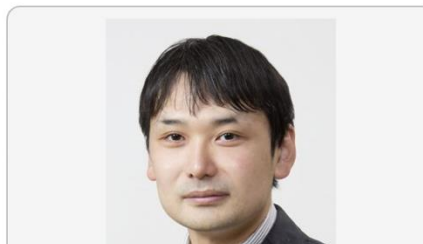
2024/4/22 08:03 🔒

🖨 印刷

✕

f

ニュースの核心



生成人工知能（A I）をはじめとするA Iの飛躍的な發展は、新聞など伝統的なジャーナリズムを担う報道機関にも大きな影響を及ぼしている。報道機関は読者だけでなく、A Iにとっても価値の高い情報を提供できるよう改革を進めていくべきだ。

TOP > ビジネス > AI時代で増える「ニュースのような」情報 拡散する前に読者がすべきことは

AI時代で増える「ニュースのような」情報 拡散する前に読者がすべきことは

メディアの生存戦略

2024/06/24/ 07:00



小長光哲郎

AERA



目次

1. 生成AIの発展とメディアへの影響
2. 報道・取材におけるAIの活用
3. 生成AIの学習のための信頼に値する
データの提供と対価の還元
4. 関連する法的課題

1. 生成AIの発展とメディアへの影響

生成AIの発展

- 生成AI：ユーザーの指示に応じてさまざまなコンテンツ（テキスト、画像、動画、音声等）を生成する人工知能
 - ✓ テキスト生成AI
 - ✓ 画像生成AI
 - ✓ 動画生成AI
 - ✓ 音声生成AI
 - ✓ 音楽生成AI
- 生成AIは、大量のデータを学習した基盤モデル（大規模言語モデルなど）に基づいてテキストなどコンテンツのパターンを予測

生成AIの発展

- 検索拡張生成（RAG）：外部のデータベース等から関連するデータを検索・取得した上で基盤モデルに組み込んで適切な回答を生成する仕組み
 - ニュースなど最新のデータに基づいて回答することが可能に
 - より正確な、根拠に基づく回答が可能に

Google 生成AIとは？

すべて 画像 ニュース 動画 ショッピング 地図 書籍 もっと見る ツール

◆ AIによる概要

生成AI（ジェネレーティブAI）とは、**大量のデータから学習したパターンや関係性を活用して、テキスト、画像、音声、動画、プログラムコードなどさまざまなコンテンツを生成できる人工知能**です。

生成AIは、人間の行動を学習したり模倣したりすることで、人間が与えた課題やゴールに対して新しいものを生み出します。従来のAIが決められた行いを自動化するのに対し、生成AIは単なる情報の検索や分類にとどまらず、全く新しい情報やアイデアを「生み出す」能力を持っています。

生成AIの活用事例としては、次のようなものがあります。

- AI搭載のチャットボットやボイスボット、パーチャルアシスタントによる顧客サービスや顧客ワークフローのパーソナライズ
- テキスト生成、要約、翻訳
- 音声処理、加工
- 市場動向の分析と新規アイデアの提案
- オリジナル画像や動画の生成
- 会議での議事録作成
- web、UI、フォントデザインの生成

生成AIとは？従来のAIとの違いや企業活用のメリットを解説

2024/04/26 — 従来のAIが決められた行いを自動化するのに対し、生成AIはデータから学習したパターンや関係性を活用し...

NECソリューションイノベータ

生成系 AI とは何ですか? - 生成系人工知能の説明 - AWS

生成系 AI は、人間の会話に自然に応答し、顧客サービスや顧客ワークフローのパーソナライズのためのツールとして機能...

AWS

生成AI(ジェネレーティブAI)とは 関連企業や最新ニュース

生成AI（Generative AI）とは、画像、文章、音声、プログラムコード、構造化データなどさまざまなコンテンツを生...

日本経済新聞

すべて表示

生成AIとメディアの競合

- 生成AIによるニュースを含む情報の要約など価値ある情報の生成
 - ✓ 人々が、検索サイトやポータルサイトを通じてニュースにアクセスする代わりに、生成AIの回答で満足する可能性も
- 生成AIによるコタツ記事の量産
- 生成AIの生成するコンテンツは、品質の高いものも低いものも、メディアの発信するコンテンツの競合相手となりうる。

生成AIとメディアの連携

- メディアの報道・取材においても生成AIなど各種のAIが活用されるように（2.で検討）
- メディアが生成AI（基盤モデル）の学習のための信頼に値するデータを提供するように（3.で検討）

メディアによる（生成）AIのチェック

- 生成AIによる「幻覚」（hallucination）の生成やAIを利用したディープフェイクの氾濫
- 報道機関などメディアが提供する情報は、信頼に値する情報として価値を高める可能性も
- 報道機関にはAIの生成した画像などさまざまな情報の真偽や信頼性を検証する役割を果たすことも期待される。
 - ◆ 成原慧「【A I どう向き合う—報道】「幻覚」リスク回避を 持続的発展へ貢献目指せ」共同通信配信記事（2024年4月）参照

2. 報道・取材における生成AIの活用

報道・取材における生成AIの活用

□ メディアにおける生成AIの活用

- 取材のためのデータの分析
- コーディング支援
- 記事の作成
- 記事の校正
- 記事や情報の翻訳
- ソーシャルメディアの投稿の作成
- チャットボットによる読者・視聴者からの問い合わせ対応

報道・取材における生成AIの活用

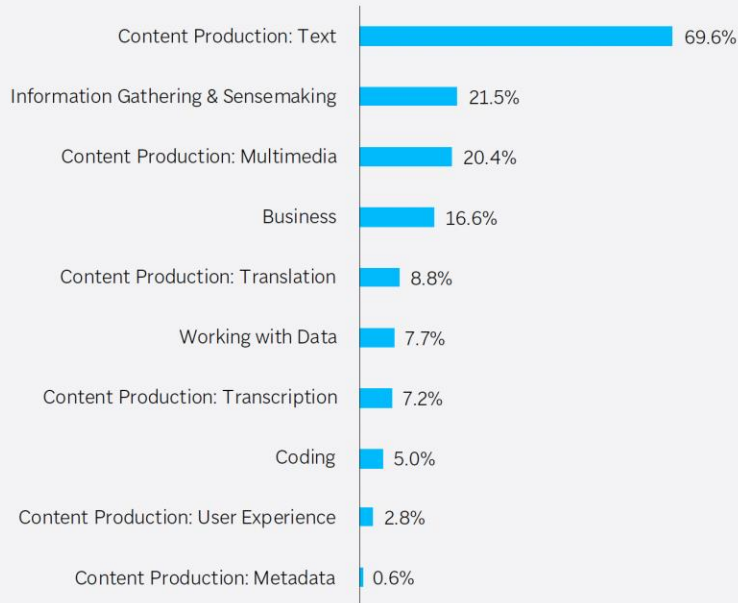
Production and distribution process	Use of AI systems
Access and observation	• Information discovery • Audience and trends analytics; story detection • Prompting for new ideas following from a news story
Selection and filtering	• Verification, claim matching, and similarity analysis (e.g., for fact-checking) • Content and/or document categorization; analysis of datasets • Automated collection and analysis of structured data (e.g., financial, banking, and sports data) • Coding assistance for various tasks • Transcription and translation of audio and video • Search in archives and/or metadata
Processing and editing	• Brainstorming and ideation • Content production (writing of draft text or articles; editing of news content) • (Re-)formatting of content for online, social media, print, broadcast (e.g., summarization, simplification, stylistic changes; text-to-video, speech-to-text, text-to-speech translation) • Copy editing, adaptation to house style • Tagging of content, headline, and SEO suggestions
Publishing and distribution	• Personalization and recommendation • Dynamic paywalls, audience analytics • Content moderation

Table 2: Common applications of AI in news organizations

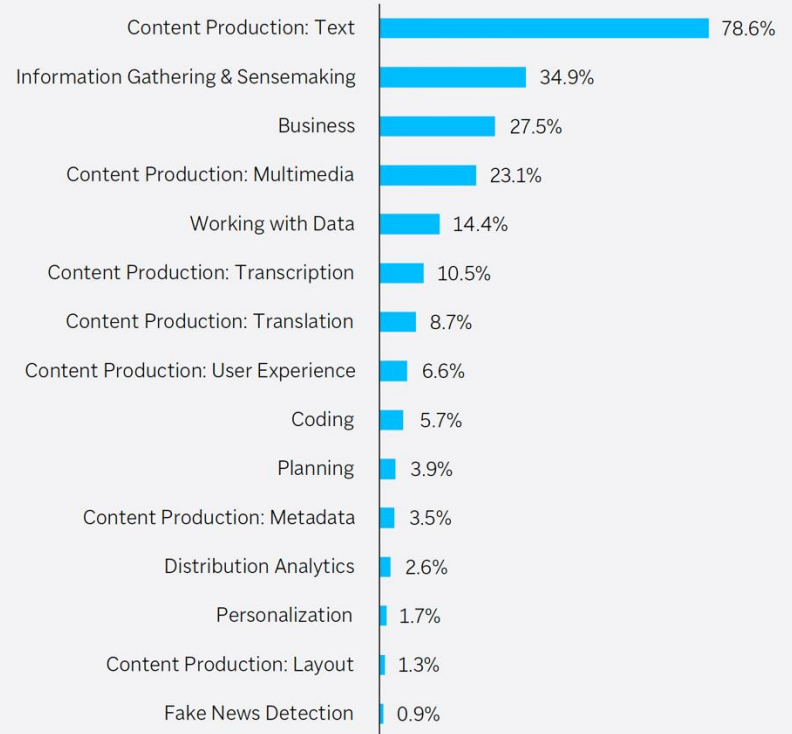
Felix M. Simon, *Artificial Intelligence in the News: How AI Retools, Rationalizes, and Reshapes Journalism and the Public Arena* (2024), p.13.

報道・取材における生成AIの活用

Current Usage Tasks



Aspirational Usage Tasks

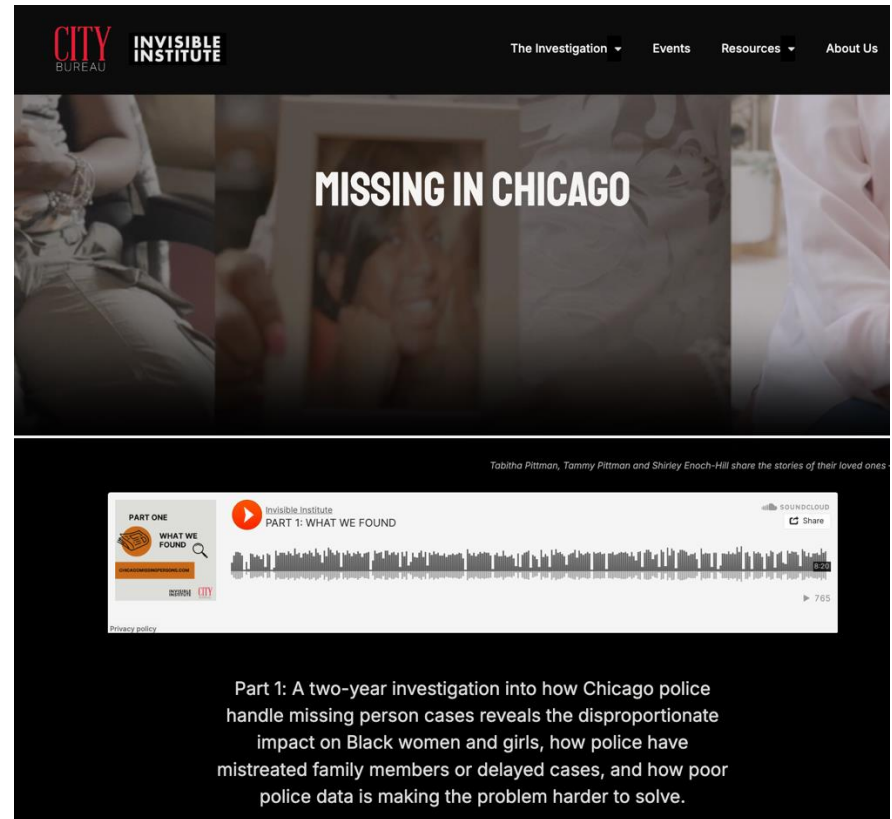


Nicholas Diakopoulos et al., Generative AI in Journalism (2024), p.12, 14.

AIを活用した調査報道のイノベーション

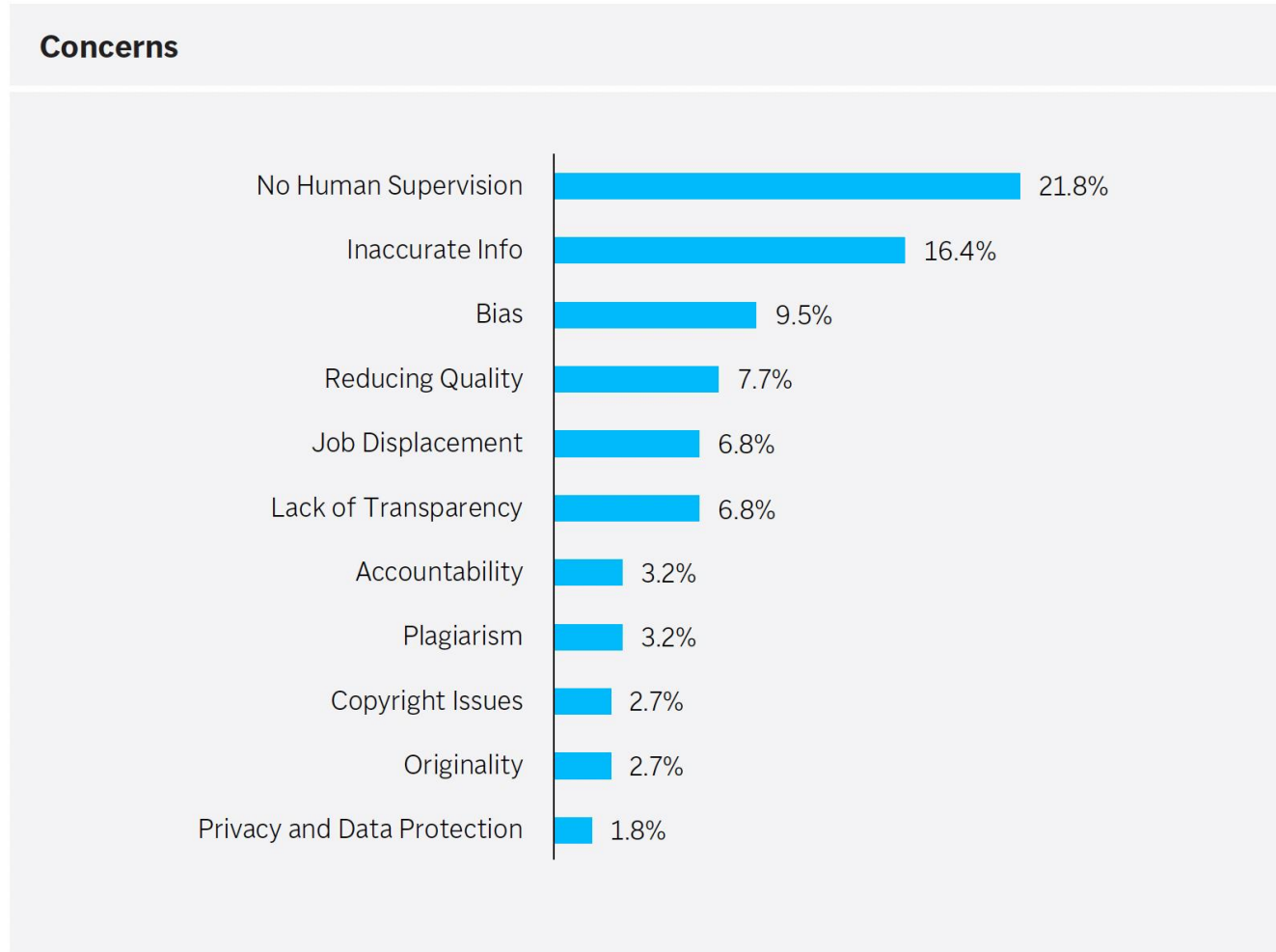
- AIによる公文書の分析
- AIによる企業の財務データの分析
- AIによる衛星画像の分析

AIを活用した報道がピューリッツァー賞受賞（2024年）



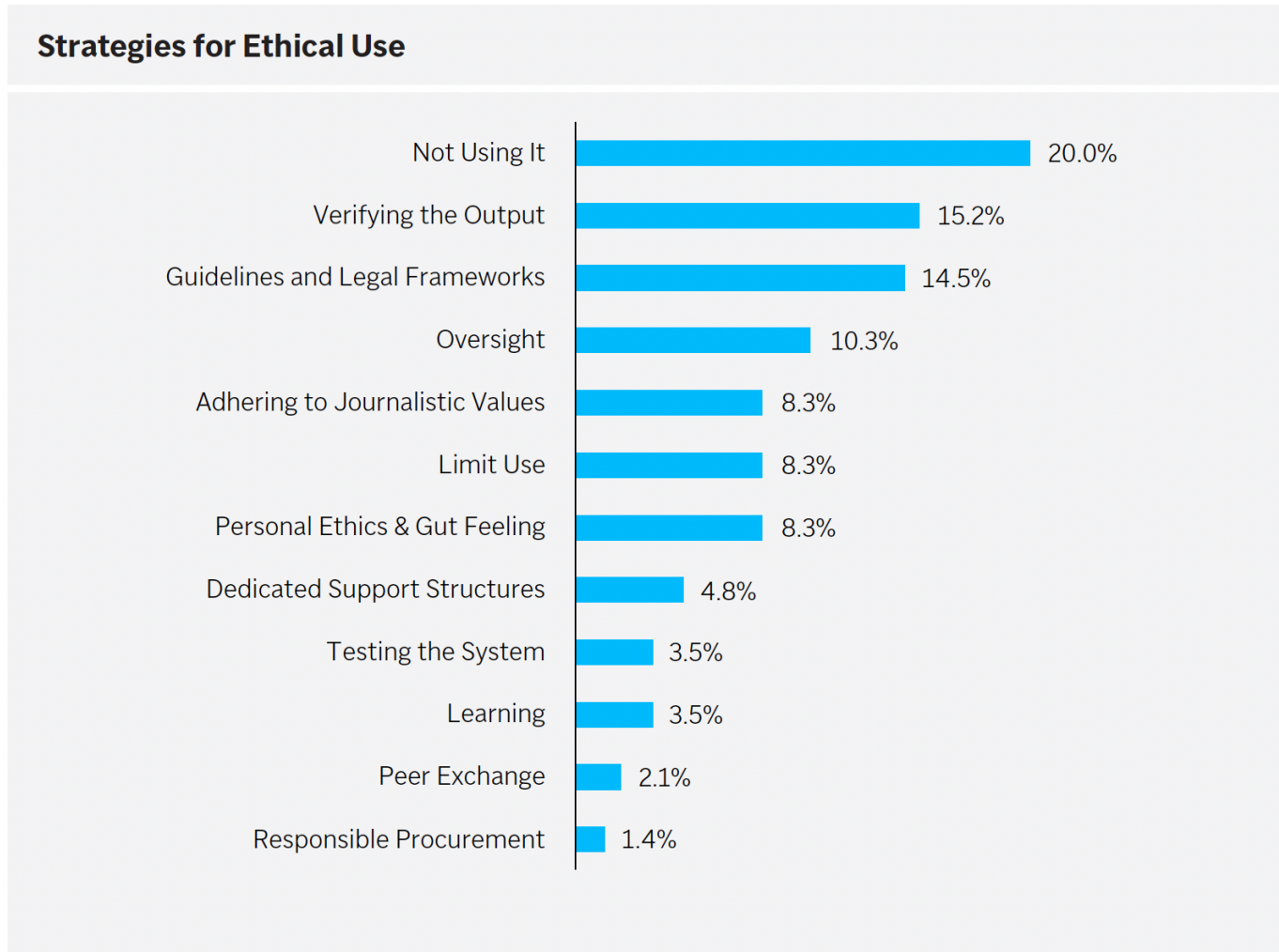
<https://www.pulitzer.org/prize-winners-by-year>

報道・取材における生成AIの活用の際の留意事項



Nicholas Diakopoulos et al., *Generative AI in Journalism* (2024), p.24.

報道・取材における生成AIの活用の際の留意事項



Nicholas Diakopoulos et al., *Generative AI in Journalism* (2024), p.27.

報道・取材における生成AIの活用の際の留意事項

- AIは誤った情報を出力したり偏った判断を行うことがある。
 - ✓ 生成AIによる幻覚
- 人間（記者、デスク、校閲）が、生成AIの出力した情報の正確性や信頼性をチェックして、必要に応じて修正する必要
- 生成AIを利用して作成した記事により他人の名誉が毀損された場合のメディアの不法行為責任のあり方
- AIの利用について読者への情報の開示やルール作りが必要

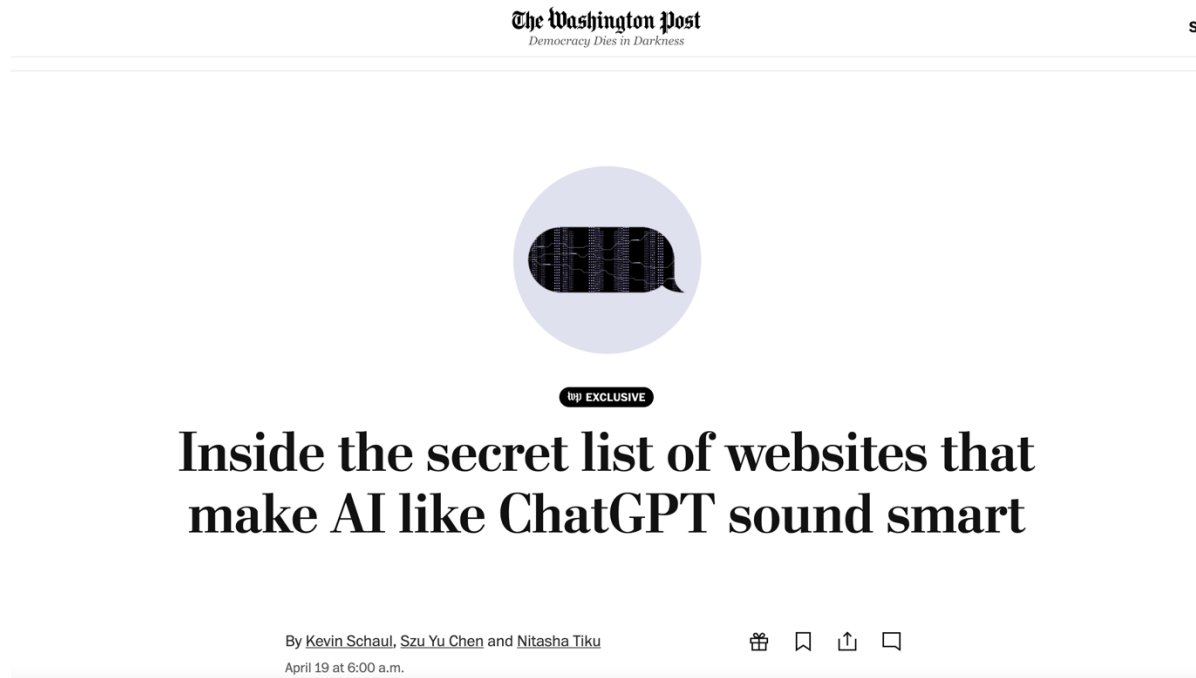
メディアのデジタルトランスフォーメーション

- メディアの経営状況が厳しくなる中で、AIを活用して効率化を図るべき作業と人間のジャーナリストであるがゆえに付加価値を生み出せる作業を区分けして、業務のデジタルトランスフォーメーションを進めていく必要
 - ◆ 成原慧「【A I どう向き合う—報道】「幻覚」リスク回避を 持続的发展へ貢献目指せ」共同通信配信記事（2024年4月）参照

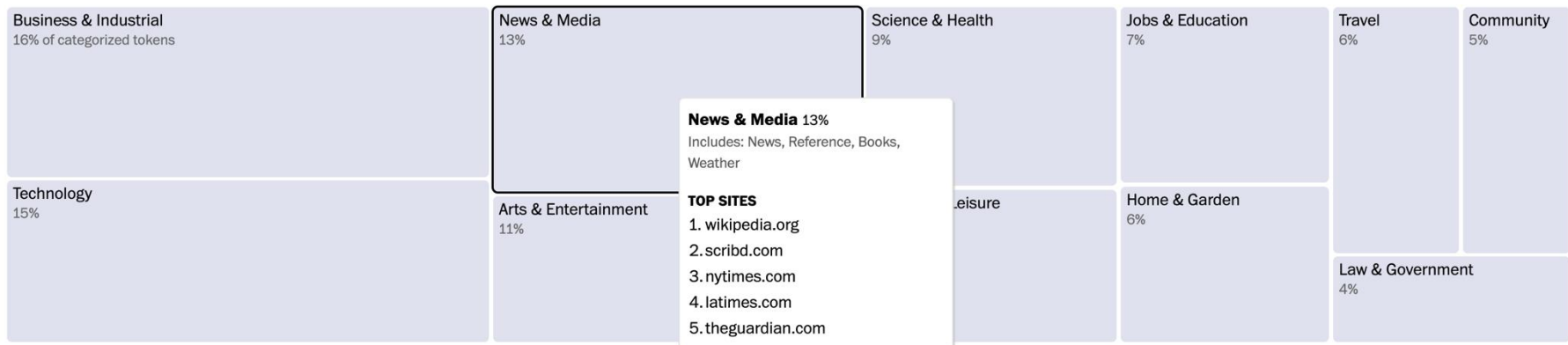
3. 生成AIの学習のための信頼に値する データの提供と対価の還元

生成AIの学習のための信頼に値するデータの提供

- AIが正確な情報を生成するためには、AIが新聞記事などメディアの提供する信頼に値する情報を活用することも重要
- 実際に、生成AIの基盤となる大規模言語モデルは、報道機関などメディアの記事を学習対象のデータに含んでいることが多い。



生成AIの学習のための信頼に値するデータの提供



The Post worked with researchers at the Allen Institute for AI on this investigation and categorized the websites using data from Similarweb, a web analytics company. About a third of the websites could not be categorized, mostly because they no longer appear on the internet. Those are not shown.

Kevin Schaul et al., Inside the secret list of websites that make AI like ChatGPT sound smart, The Washington Post (Apr. 19, 2023),
<https://www.washingtonpost.com/technology/interactive/2023/ai-chatbot-learning/>

対価の還元

- 生成AIの商品価値が、部分的にその学習するデータの品質に依存しているのであれば、AI開発事業者は、その利益の一部をメディアなど学習元のデータの創作者に還元することが期待されるのではないか。
- 欧米では、メディアが記事データのデータベースやAPIをAI開発事業者
に提供し、AI開発事業者が対価を支払う事例も
 - ✓ OpenAIとAP通信、アクセル・シュプリンガー、ル・モンド、フィナンシャル・タイムズ、ニュース・コーポレーション等との提携
 - ✓ 出版社による論文データの提供について著者が不満を表明する事例も

エコシステムの構築

- 日本でも、報道機関などメディアがAI開発事業者にAIの学習に適した記事データベースを有償で提供するなど、両者の協調関係を模索していくべき。このような取組により、メディアの経営基盤を強化するとともに、生成AIの持続的で健全な発展にも貢献するエコシステムが構築されることが期待される。

◆ 成原慧「【A I どう向き合う—報道】「幻覚」リスク回避を 持続的発展へ貢献目指せ」共同通信配信記事（2024年4月）

4. 関連する法的課題の検討

柔軟な権利制限規定の導入

- 2018年の著作権法改正により柔軟な権利制限規定が導入される。
- 著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）
 - 著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害しない行為類型
- 著作権法47条の5（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）
 - 著作権者に与える不利益が軽微な行為類型
 - ◆ 文化庁著作権課「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定に関する基本的な考え方（著作権法第30条の4，第47条の4及び第47条の5関係）」（令和元年10月24日）（以下「基本的な考え方」と略記）2頁参照

柔軟な権利制限規定の導入

- 著作権法30条の4 著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- ① (略)
- ② 情報解析（多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うことをいう。第四十七条の五第一項第二号において同じ。）の用に供する場合
- ③ 前二号に掲げる場合のほか、著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用（略）に供する場合

柔軟な権利制限規定の導入

- 著作権法47条の5 電子計算機を用いた情報処理により新たな知見又は情報を創出することによつて著作物の利用の促進に資する次の各号に掲げる行為を行う者（当該行為の一部を行う者を含み、当該行為を政令で定める基準に従つて行う者に限る。）は、公衆への提供等（公衆への提供又は提示をいい、送信可能化を含む。以下同じ。）が行われた著作物（以下この条及び次条第二項第二号において「公衆提供等著作物」という。）（公表された著作物又は送信可能化された著作物に限る。）について、当該各号に掲げる行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、いずれの方法によるかを問わず、利用（当該公衆提供等著作物のうちその利用に供される部分の占める割合、その利用に供される部分の量、その利用に供される際の表示の精度その他の要素に照らし軽微なものに限る。以下この条において「軽微利用」という。）を行うことができる。

柔軟な権利制限規定の導入

ただし、当該公衆提供等著作物に係る公衆への提供等が著作権を侵害するものであること（国外で行われた公衆への提供等にあつては、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものであること）を知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供等著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

- ① 電子計算機を用いて、検索により求める情報（以下この号において「検索情報」という。）が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別符号（自動公衆送信の送信元を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。第百十三条第二項及び第四項において同じ。）その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供すること。
- ② 電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供すること。
- ③ 前二号に掲げるもののほか、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、及びその結果を提供する行為であつて、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令で定めるもの

柔軟な権利制限規定への評価

- 機械学習など情報解析を目的とするのであれば、著作権等のあるコンテンツを自由に利用できる」という「人工知能の研究開発にとっても極めて有用」な規定（著作権法30条の4）を導入したことにより、日本が「機械学習パラダイス」となっているという評価
 - ◆ 上野達弘「情報解析と著作権——「機械学習パラダイス」としての日本」人工知能36巻6号（2021年）参照

柔軟な権利制限規定への評価

- 他方で、メディアやクリエイターから自らの利益やビジネスの機会が生成AIに奪われているという不満
- 仮にAIの学習に用いられるデータの著作権者から許諾を得る必要があるとすれば、取引コストは膨大なものとなり、AIの開発は困難になるだろう。
- では、どうすればいいのか？

著作権法30条の4のただし書の該当性

①アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成される場合

➤ 基本的には該当しない

②大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合

➤ 「当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は該当

③学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等

➤ 情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が将来販売される予定があることが推認されることも

◆ 文化審議会著作権分科会法制度小委員会「AIと著作権に関する考え方について」（令和6年3月15日）（以下「考え方」と略記）22-27頁参照

論点の検討

- 事実が類似するにとどまるものが大量に生成される場合はどうか？
- 「大量の情報を容易に情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物が販売されている場合に、当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」は、本ただし書に該当するものと考えられてきたが（「基本的な考え方」9頁）、どこまで「当該データベースを情報解析目的で複製等する行為」に当たるのか？
- 技術的な措置が果たしている機能をどう評価するか？

補償金制度の導入？

① 理論的な説明の困難

◆ 「考え方」41頁参照

② 実務的な困難（調査・配分・管理コストと手間の大きさ）

③ 個々のメディアやクリエイターが得られる利益は限定的

➤ Cf.授業目的公衆送信補償金制度

市場における対価還元の促進

- 市場における対価還元の促進

◆「考え方」41頁参照

- どのように促進するのか？
- メディアとAI開発事業者のデータベース提供契約
 - ✓ 欧米では、OpenAIとAP通信、アクセル・シュプリンガー、ル・モンド、フィナンシャル・タイムズ、ニュース・コーポレーション等との提携
 - AI開発事業者にとっての著作権侵害のリスクが契約締結のインセンティブの一つに？
- 我が国でも著作権法30条の4ただし書（の解釈）がデータベース提供契約へのインセンティブを与える可能性

米国との比較

- New York TimesなどメディアによるMicrosoft, OpenAIに対する複数の著作権侵害訴訟
 - ✓ The New York Times Co. v. Microsoft Corp., No. 1:23-cv-11195 (S.D.N.Y. Dec. 27, 2023).
- フェアユース（著作権法107条）の成否が主要な争点に
 - ①使用の目的および性格、②著作物の性質、③著作物全体との関連における使用された部分の量および実質、④著作物の潜在的市場または価値に及ぼす影響を総合的に考慮して判断
 - 成否の予測しがたさ（Cf. 我が国の柔軟な権利制限規定）
- 訴訟を通じた紛争解決や規範の明確化にどこまで期待できるか？
- AI学習に伴う著作権侵害リスクやそれに伴う訴訟リスクがAI開発事業者とメディアの間の契約締結のインセンティブになっている可能性³⁹

検索拡張生成（RAG）に関する著作権法上の問題

- 「検索拡張生成（RAG）その他の、生成AIによって著作物を含む対象データを検索し、その結果の要約等を行って回答を生成する手法（以下「RAG等」という。）については、これを実装しようとする場合、開発・学習段階において、生成AI自体の開発に伴う学習のための著作物の複製等のほかに、既存のデータベースやインターネット上に掲載されたデータに含まれる著作物の内容をベクトルに変換したデータベースを作成する等の行為に伴う著作物の複製等が生じ得る」
- 「既存のデータベースやインターネット上に掲載されたデータに著作物が含まれる場合であって、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースの作成等に伴う著作物の複製等が、生成に際して、当該複製等に用いられた著作物の創作的表現の全部又は一部を出力することを目的としたものである場合には、当該複製等は、非享受目的の利用行為とはいえず、法第30条の4は適用されないと考えられる。」

検索拡張生成（RAG）に関する著作権法上の問題

- 「法第30条の4 が適用されない場合でも、RAG 等による回答の生成に際して既存の著作物を利用することについては、法第47条の5 第1項第1号又は第2号の適用があることが考えられる。」
- ただし、「RAG等による生成に際して、「軽微利用」の程度を超えて既存の著作物を利用するような場合は、法第47条の5 第1項は適用されず、原則として著作権者の許諾を得て利用する必要があると考えられる」

◆「考え方」22頁

検索拡張生成（RAG）に関する著作権法上の問題

- 「検索連動型の生成AIサービス」は、利用者が求める情報をネット上から探し出し、それを転用・加工したコンテンツを提供することを主な機能としています。参照元の複数の記事の"本質的な特徴"を含んだ「軽微な利用」とは到底言えない長文の回答を生成、提供するケースが多数みられます。」
- 「検索サービスはネット上のさまざまな著作物への「道案内」の役割を担うものとして、著作権法では軽微な範囲で他人の著作物を無許諾利用することが認められてきました。しかし、検索連動型の生成AIサービスによって行われるのは、「道案内」ではなく「種明かし」であり、それが生成AIの力で量産されています。多くのユーザーが生成された回答で満足し、参照元のウェブサイトを訪れない「ゼロクリックサーチ」が増え、報道機関に著しい不利益が生じることは容易に推測できます。」

◆ 一般社団法人日本新聞協会「生成AIにおける報道コンテンツの無断利用等に関する声明」（2024年7月17日）

独占禁止法の役割

- 「ニュースコンテンツが国民に適切に提供されることは、民主主義の発展において必要不可欠であり、また、消費者に情報を届けるという観点で、消費者における自主的かつ合理的な商品等の選択を通じた公正な競争環境の確保に資するものとしても重要である。この点について、ニュースプラットフォームを運営するニュースプラットフォーム事業者と取材や編集をしてニュースコンテンツを提供するニュースメディア事業者との取引や、ニュースプラットフォームにおけるニュースコンテンツの利用の状況によっては、消費者が質の高いニュースコンテンツを享受することが困難になるおそれがあるなど、国民生活において重要な役割を担うニュースコンテンツの提供に影響を及ぼすとの懸念が指摘されている。」

◆ 公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」（2023年9月）1頁参照

独占禁止法の役割

- 「インターネット検索結果におけるニュースコンテンツの利用であっても、権利制限に当たらず、原則どおり著作権者による権利行使が可能となることがあり得る。」「そのような場合において、取引上の地位が相手方に優越しているインターネット検索事業者が、その地位を利用して、取引の相手方であるニュースメディア事業者に対し、一方的に著しく低い許諾料を設定し、又は、無償で取引することにより、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、独占禁止法上問題（優越的地位の濫用）となる。」

◆ 公正取引委員会「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」（2023年9月）139頁参照

RAGによる記事データ利用関係の米国の動向

- RAGを用いたAIサービスにより利用者がメディアのサイトや記事にアクセスする機会が奪われてしまうおそれが懸念されるように。
- 2024年5月 米国のニューズメディア連合がGoogleの検索サービスのAIによる概要（AI Overviews）機能による記事データの利用について競争法違反の可能性があると調査を行うようFTC、司法省に要請
- 2024年10月 Dow Jones（Wall Street Journalを発行）とNew York Postが、RAGのための記事データの収集・利用の差止めなどを求めて生成AI事業者のPerplexityを提訴
 - ◆ Dow Jones & Company, Inc., and NYP Holdings, Inc. v. Perplexity AI, Inc., No. 1:24-cv-07984 (S.D.N.Y. Oct. 21, 2024).

誤情報対策の観点からの検討

- 「誤情報を生む完成度の低いサービスは提供すべきではない」（日本新聞協会「生成AIにおける報道コンテンツの無断利用等に関する声明」）
 - 著作権法の規定の解釈・適用の際にこうした価値判断を考慮することは難しいのではないか？
 - 独占禁止法の解釈・適用の際に考慮可能？
 - AI立法による規制？
 - 表現の自由との調整の必要性
 - AI開発・提供事業者の社会的責任

AI規制の論点

- 学習データの記録・開示のあり方
 - 汎用目的AIモデルの訓練に用いられるコンテンツの要約の作成・公表義務（EU AI法53条1項(d)）
- AI生成コンテンツの表示のあり方
 - 合成された音声・画像・動画・テキストを生成するAIシステムの出力が人工的に生成または操作されたものであることを検出可能にする義務（EU AI法50条2項）
 - 合成コンテンツの表示や検出のための標準・手法の共有・開発（米国 NIST AI 100-4）
- 誤情報の生成リスクの軽減のあり方
 - システミックリスクを有する汎用目的AIシステムのリスク評価・軽減義務（EU AI法55条1項、前文110など）